

# 障がいのある人もない人も共に生きる社会をめざして

この新発田市で暮らす、市民の皆さま一人ひとりが、それぞれ尊厳あるかけがえない大切な存在です。そして、障がいのあるなしにかかわらず、どのような状況にあっても、等しく人間らしい豊かな生活を営む権利を持った一人の人間として、新発田という身近な地域社会を構成する価値ある大切な人であることに変わりはありません。

障がいのある人もない人も、一市民として普通であたりまえのこと、たとえば地域の幼稚園・保育所や学校に通う、就職して働く、地域の行事や趣味活動に参加する、恋をし愛する人と一緒に生活をする、出産し子育てをする、バスや電車に乗って行きたいときに行きたいところへ出かける、自分を活かせる場面がある、投票所や自宅で選挙をし政治に参加するなど、一生のライフサイクルにおけるさまざまなことを、自分の意思で選び決め、自分らしい生活、人生を営むことができるということがとても大切です。

近年、国においては、「障害者の権利に関する条約」の批准と具現化に向けて、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法や障害者差別解消法などが制定されています。そこでは「障がいのある人の地域での自立した普通の暮らし」や「障がいのある人もない人もともに生きる社会」の実現に向けて、障がいのとらえ方や支援のあり方、<sup>※1</sup>合理的な配慮、<sup>※2</sup>社会的障壁の除去についてなど、一つひとつ具体的に示されつつあります。

さまざまな障がいの状態について理解しあうこととあわせて、このような障がいのある人を取りまく社会環境の進展についても、市民共通の理解に広げていくことは、障がいのあるなしにかかわらず、一人ひとりが大切にされる地域社会をつくることにつながっていくと期待されています。

福祉教育ガイドブック「福祉にタッチ～みんなで“つたえる・つながる・ひろがる”～」は、新発田市社会福祉協議会と、障がいのある本人・家族、支援をしている団体等の方々が、忌憚なく意見を出し合いながら一体となって作成されました。まさに時機を得た取り組みであると思います。

新発田という身近な地域で暮らす一人ひとりが、お互いの思いや願い、考えを大切に認めあい、それぞれの可能性を最大限に発揮し成長していくことができるように、そして障がいのある人もない人もともに生きる社会の実現をめざして、このガイドブックがさまざまな場面で活用されることを願っています。

「福祉にタッチ～みんなで“つたえる・つながる・ひろがる”～」監修担当

新潟県立大学人間生活学部教授 島崎敬子

※1 合理的な配慮：障がいのあるひとが障がいのない人と同様に人権を行使し、または機会や待遇を享受するために必要な、現状の変更や調整を行うことの意味です。具体例としては、車いすを使用する人に合わせて机の高さを調整する、知的障がいのある人に合わせて言葉で説明するだけでなく、わかりやすい文字・絵図を用いて説明することなどがあります。

※2 社会的障壁：障害者基本法第2条（定義）では、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定められています。